

指導行政のポイント

教員の“違法な選挙運動”

菱村 幸彦

いまだにこんなに違法な選挙運動が行われているのかと改めて驚いた。違法資金提供事件がきっかけで明らかになった北教組の実態だ。

国会で追及された北教組の実態

去る3月1日、札幌地検は、北教組（北海道教職員組合）から、民主党の小林千代美衆院議員の陣営に、違法な政治資金1,600万円が渡されたとして、北教組幹部3人と陣営の資金管理をしていた責任者を、政治資金規正法違反容疑で逮捕した。

この事件は、早速、国会でも取り上げられた。かつて北海道の高校で教鞭をとっていた自民党の義家弘介参院議員は、参院予算委員会で北教組の違法な選挙運動の事例を挙げて、政府を追及した。

義家議員によると、選挙が始まると北教組本部から学校分会に指令が出て（勤務時間中に学校のファックスを使用）、北教組の教員に保護者への家庭訪問や電話による投票依頼を行わせているというのだ。

教員のこうした行為は、もちろん法律で禁止されている。文部科学省は、国政選挙のたびに、通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」（直近の通知は平成21年7月22日付）を出して、「教育公務員については、教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等についても公職選挙法及び教育公務員特例法に特別の定めがなされている」ことを指摘したうえで、「これらの規定に違反する行為や教育の政治的中立性を疑わしめる行為により、学校教育に対する国民の信頼を損なうことのないよう」、教育委員会に対して教員のサービスの厳正な管理を求めている。

また、上記の通知では、違法な選挙運動の具体例を挙げて、教員が違法行為を行わないよう注意を促している。いずれも周知の事例とは思いますが、念のため、

主な事例を挙げると、次のとおりである。

文科省通知で示す違法行為例

- PTA等の会合の席で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。
- 児童・生徒や保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げることに。
- 家庭訪問の際に特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。
- 教員の地位を利用して電話で投票を依頼すること。
- 特定政党や候補者などを支持する新聞、雑誌、ビラ等を発行・回覧・掲示・配布すること。
- 特定政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布を行うこと。
- 選挙用ポスタ - を貼ってまわること。
- 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童・生徒に持ち帰らせること。
- 特定候補者のポスタ - などを職員室に貼ること。
- 特定の政党、候補者などを支持するために資金カンパをすること。
- 勤務時間中に紹介者カードの記入や作成等の職務と関係ない行為を行うこと。
- 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること。

これの事例に照らせば、北教組の選挙運動は明白に法令に違反しているが、教育公務員特例法は、教員の政治的行為に関する罰則規定を適用除外としているので（18条2項）、懲戒処分は別として、刑事罰の適用は免れている。今国会でこの点が問題となり、鳩山首相は刑事罰の適用除外規定の見直しを検討すると答弁した。が、果たしてどうなるか、注目されるところだ。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●3月19日発売！ 学校経営方針に基づく生徒指導・進路指導を充実するための80課題！

『生きる力を育てる生徒指導・進路指導』 高階玲治【編】 B5判・184頁／定価2,500円